

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示についてウェブサイトに掲載を行っております。

■当院の個人情報の利用目的について掲示します。

- 1.医療の提供
- 2.診療録の作成
- 3.診療費の請求
- 4.医院の運営業務
- 5.関連医療機関や技工所との連携
- 6.委託業務の結果の通知
- 7.保険会社への相談と届出
- 8.症例報告と研究、各種研修
- 9.外部機関への情報提供

■歯科疾患管理料

当院は継続的な管理を必要とする歯科疾患に対する治療において、口腔状態を維持、管理するために「歯科疾患管理料」を算定しています。

■義歯を6ヶ月再作製できない取り扱い

保険診療において新しい義歯を製作する場合は、前回製作より6ヶ月以上経過していなければ認められておりません。他の歯科医院で製作された義歯の場合でも同様です。紛失や破損等にご注意ください。

■明細書発行体制等加算

個別の診療報酬のわかる明細書を発行しています。

■歯科点数表の初診料の注1に係る基準

・ 歯科外来診療における院内感染防止対策に必要な体制、機器、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

・ 院内感染防止のために、口腔内で使用する器具は患者ごとに交換し、専用の機器により洗浄・滅菌処理を行っています。

■医療 DX 推進体制整備加算

・ オンライン請求を行っています。

・ オンライン資格確認を行う体制を有しています。

・ 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。

・ 電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。

・ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。

・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。

・ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

■医療情報取得加算

マイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報等の十分な情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。

■ 歯科外来診療医療安全対策加算

■ 歯科外来診療感染対策加算

・ 歯科外来診療における院内感染防止対策に必要な体制、機器、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

・ 医療安全管理者と院内感染管理者を配置し、院内感染予防対策、医療安全管理、医療安全対策についての十分な体制と指針を整備しております。

・ 安心して安全な歯科治療を提供するために、自動体外式除細動器(AED)、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置などの十分な装置・器具等を有しています。

・ 偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう、下記の医科保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関：公立宍粟総合病院 0790-62-2425（地域医療連携室）

・ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸引できる機器を有しております。

■ 在宅診療支援歯科診療所1(歯援診1)

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、支援事業者や病院と連携しています。

■ 歯科治療時医療管理料

■ 在宅患者歯科治療時医療管理料

高血圧や糖尿病などの全身疾患を抱える患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、血圧や脈拍、酸素飽和度のモニタリング等の全身的な管理体制を取ることができます。

■ 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

当院は在宅で療養中の患者様への訪問診療を行う体制を有しており、介護保険にも対応しております。

す。

■CAD/CAM 冠および CAD/CAM インレー

■光学印象

・コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD/CAM）を用いて冠やインレーを作製し、補綴治療を行っています。

・CAD/CAM インレーの製作に際し、デジタル印象採得装置を活用しております。

■クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■ベースアップ評価料

歯科衛生士等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、ベースアップ評価料を算定しております。診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

■保険外併用療養費に関する事項 選定療養費

金属床総義歯の提供

金属床総義歯（総入れ歯）を希望される場合は、下記の価格の一部が保険外併用療養費として保険から給付されます。

また、通常の保険診療と同様に一部負担金が必要です。

金属床総義歯の1床あたりの価格は次の通りです。

金属の種類	上顎	下顎
金合金	528,000円	528,000円
コバルトクロム合金	346,500円	346,500円

(上記価格から保険外併用療養費を差し引いた額に消費税が加算されます。)

う蝕に罹患している患者の指導管理

う蝕に多発傾向を有しない13未満の患者であって継続的な管理を要する物に対する指導管理。

フッ素化物局所応用(1口腔1回につき) 2,310円(税込)

青山ファミリークリニック 歯科